

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への 給付金（「調整給付金（不足額給付）」）について

「調整給付金（不足額給付）Ⅰ・Ⅱ」とは？

調整給付金の「不足額給付」とは、以下の事情により、当初調整給付(注)の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

(注) 昨年度、「定額減税しきれないと見込まれる方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれる額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

支給要件及び支給額

○不足額給付Ⅰ

当初調整給付の算定に際し、令和5年分の所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給。（1万円単位）

○不足額給付Ⅱ

個別に書類の提示（申請）により、**以下のいずれの給付要件も満たすことを確認された方**に対して、**一人当たり原則4万円を支給。**

- ・ 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前の税額がゼロ（≡本人として定額減税対象外）
- ・ 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（≡扶養親族等としても定額減税対象外）
- ・ 低所得世帯向け給付（R5 非課税給付等、R6 非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

給付金の支給・申請手続き

○不足額給付Ⅰ

(1)令和6年度、令和7年度ともに南部町で住民税が課税されている方

対象者には、8月上旬を目途に給付内容や確認事項が記載された「お知らせ」又は「確認書」を送付します。「確認書」が届いた方は必要事項を記載し添付書類とともに返送してください。

(2)令和6年度は他市区町村で住民税が課税され、令和7年度は南部町で課税されている方

令和6年度の課税情報等を南部町で把握できないため、令和6年度住民税課税市区町村に本町から照会を行ったのち、対象と思われる方には「確認書」または「申請書」を8月下旬を目途に送付します。「確認書」または「申請書」が届いた方は必要事項を記載し添付書類とともに返送してください。

○不足額給付Ⅱ

対象と思われる方には「申請書」を8月下旬を目途に送付します。「申請書」が届いた方は必要事項を記載し添付書類とともに返送してください。

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「不足額給付」）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

◆お問合せ
税務課 ☎66-3404